

第2回安曇野市景観審議会 会議概要

- 1 審議会名 第2回安曇野市景観審議会
- 2 日 時 平成22年2月12日 午前9時30分から午前11時30分まで
- 3 会 場 安曇野市豊科総合支所 第2会議室
- 4 出席者 藤居委員、場々委員、岡江委員、森島委員、石田委員、田中委員、川井委員、谷委員、古川委員、樫井委員、宮崎委員、
- 5 市側出席者 都市建設部：久保田部長、建築住宅課：高橋課長、丸山係長、平野主査
- 6 公開・非公開の別 公開
- 7 傍聴人 1人 記者 1人
- 8 会議概要作成年月日 平成22年 2月22日

協 議 事 項 等

1 会議の概要

1. 開 会
2. あいさつ
3. 前回意見の確認
4. 協議事項
(1) 前回の意見整理と対応
(2) 素案内容に関する審議
5. 今後のスケジュールについて
6. 閉 会

審議会議事1

審議会資料8

地区別懇談会提示資料

2 提示資料

- 審議会議事1 第1回景観審議会議事録
- 審議会資料8 第1回審議会の意見整理及びその対応
- 第5回地区別懇談会提示資料1
- 第5回地区別懇談会提示資料2
- 第5回地区別懇談会提示図面

3 議事要録

・景観計画の素案作成には数10回の議論を重ねてきたので全体構成、規制項目等、できる限り尊重したかたちでみていきたい。この景観計画と別途検討中である土地利用条例とは車の両輪のようなものなので連携していくことが基本である。産業振興と景観の保全とのバランスが前回議論された。景観を守っていくために、住民や地域の方々と事業者の間の対立をなるべく避けるかたちで、住民、行政、事業者が協働して同じ意識をもっていくことを重点的に、この計画のなかに謳いたい。

前回議論された高さ、緑化率、緑化についての樹種などの具体的な数値については、できる限り住民が具体的にイメージできるようなガイドラインをつくるので、この計画においては原則論、理念を織り込むかたちにする。色々な調整は例外やただし書で別途指示するかたちにしてはどうか。これまでの説明に対し、ご意見があればいただきたい。(会長)

・資料2 ページの①で“数値基準は原則として修正を行わない”とあるが、高さ制限をする際に事前に事業所の意見を聴いたのか。また、計画を策定する委員のなかにそのような委員が入っていたのかももう一度確認したい。(委員)

→産業系の企業の方に意見を聴くようなことは実施していない。ただし、策定委員は商工会からも選出いただくなかで、ご意見等をいただいていた。(事務局)

- ・商工会からは何も報告がなかった。既存の事業者で既存不適格の建物にひっかかるものが多いのに、なぜ、そのような人たちから意見を聴かなかったのか。(委員)
- 10mを超える高さの施設がいくつかあることは調査の上で認識していた。ただ、そうした方々の意見を聴くには時間的な制限もあり実施していない。商工会を含め、各種団体から選出の方々、公募の方々の意見をまとめるなかで基準を決めた。(事務局)
- ・私としては①に反対。今後修正する考え方を残して欲しい。工業会の代表として出席しているが今月の23日までに会としての意見を出すつもりでいる。私の所属する会社は、既存不適格建築物の適用を受ける。工場立地法で法的なものは守って計画されている。当社を例に挙げると、いまの倍まで広げる計画もあり、緑化率も50%以上とっているのに、新しい条例で今後ダメだと言われたら困る。1ページの④に「規制による既存財産の目減りに対する懸念」とあるように、いままで建てられるものが建てられなくなるとすれば、損害賠償の対象にもなりかねない。建てられる場所に引越すとすれば膨大な費用がかかる。そのようなことも考えているのか。(委員)

- ・いまの話は特に既存の事業所に対しての「高さ」の問題と捉えてよいか。(会長)

- ・資料の確認にもなるが、前回意見のなかで「基本的な考え方は修正しないという方向」に関しての意見だと思う。素案自体は基本理念を表現できればよいと思う。いま、特定開発計画というものが出ていて、別枠で指定して基準をつくる例外措置のような扱いを考えている。素案というものは基準であるが、「一つの大きな概念」というかたちで、商工と景観の対立的な局面で進めるよりも、市民としてのあり方として「こうあって欲しい」という部分を優先して、それ以外の部分は特例として扱えばよいのではないかと思う。(委員)

- ・景観計画自体はこれから市が景観について将来に向かってあるべき方向を示すものである。原則としてはこのルールで考えるということだろう。基準においては、原則的にはこういう方向だという一定の数値はあってもよいと思う。(会長)

- ・先程おおまかなところは変えないということだった。特定開発計画のところに「住宅、商業、工業、公共施設」とあるが、「研究学園都市」として発展しているつくば市などを例に、安曇野市にも環境を求めてくる企業があるなら、認定指針に「研究産業」というような文言を入れてはどうか。(委員)

- ・特定開発計画に関連して言えば、それは土地利用の基本方針に書かれている。その考え方を工業系、商業系用途のなかに入れるかどうか、検討していきたい。(会長)

- ・高さの基準で「スカイラインを遮る高い建物はダメ」という文言はどこの都市にでもある。しかし、それはどこから見て決めるのかははっきりしない。今後の安曇野市の景観を「観光者からみたらうで」とあるが、観光者をそこに誘導できるようなポイントを考えているのか。そうしないと、高さの問題はトラブルのもとになる。安曇野の景観は、高速道からだ豊科インター手前300mくらい、国道だと北穂高の一部から見えるだけ。今後は、観光者に安曇野をよく見せる場所を決めて誘導し、そこには大きなパーキングやみやげ屋をつくることを考えたかどうか。そうしないと、「自分の家の前に家を建てられて景観が変わったから何とかしろ」という具合になってしまう。特定開発計画で対応しようという考え方もあるのだろうが、もっと柔軟に考えられる項目を基準のなかに入れられないか。(委員)
- 高さの規制に関しては、景観計画の素案を尊重するという考え方から、原則として入れておきたいが、柔軟に対応できるものにはしたい。また、ビューポイントを決めたらどうかという意見はもっともだと思うが、策定委員会の検討では、場所を特定することは難しかった。景観重点地区などの設定によって対処したい。その基準についてはご意見をいただきたいが、具体的な場所の設定までこの審議会で行うことは時間的にも無理だと思っている。(事務局)

- ・特に安曇野市においては、北アルプスの眺望を阻害しないことは重要なポイントだと思うので、理念としては入れておかないといけない文言だと思う。(会長)

→2月14日から行う地区懇談会に配布する資料として、景観計画の素案もある。前回の議論をもとに数値基準を改訂した。今後の懇談会では、例外という扱いよりも制度で認めることも考えていきたいという説明をするつもりでいる。(事務局)

- ・また高さ基準に「屋敷林の高さを超えないこと」とあるが、個人所有のものをベースに基準化するのはいかがなものか。景色を見せるには高さの問題はとても重要だと思う。そこを「絶対変えない」ではなく、もう少し柔軟な対応を考えてはどうか。(委員)

- ・高さの規定でスカイラインについての話が出た。よい眺望としてスカイラインが見られる場所を抽出したらどうかという話があったが、代表的な場所は市としての財産として確保するという考え方はどうか。(会長)

- ・唐突に高さが出てきたという印象があるかもしれないが、用途地域の内外で話を分け、きちんと明示しないといけない気がする。いままで高さの制限が全くなくて、ここで急に厳しい規定ができたというわけではないということを共通の認識としてもったうえで、議論すべき。そのなかで工業会から出た既存不適格建築物となるものについては、景観に配慮したデザインのものに認めるしくみを構築したうえで、高さの基準を明示することが大事だと思う。(委員)

- ・既存のものについては、いかに景観を好ましいものにするかがねらいで、場合によっては高さはいじらないといけない要素の一つだと思う。高さ制限の趣旨は、自然の景観に邪魔になるものをなくしたいということ。先程から話題になっているある場所からの景観を仮に決めたら、メンテナンスが必要で、それはエリア全体で捉える必要がある。そうすれば、市民から自分だけ制限を受けると思われずに協力を得られるのではないか。眺望点を決めたらそのアフターケアが必要である。(委員)

- ・エリアごとに規制があり、山麓・山間部が一番厳しいけれど、実態調査は行ったのか。実はそこに高い建物があっても見たいには隠せているので、むしろまちなかや田園集落の方を規制すべき。「スカイラインを遮らない建物」という考え方には工業会も反対しないと思う。最初に高さ規制を出す書き方は反感を買うと思う。(委員)

- ・まず最初に「山並みを遮らない」ということを決めておいて、その補足として具体的な数値を示したらどうかという意見だと思う。全体としての理念、原則を謳った後に、あるべき安曇野の姿を述べ、それにはこの程度の基準が必要であるという書き方にしてはどうか。(会長)

- ・商売をやるうえでは、ある程度の自由がなければ他と差をつけられないので、ある一定基準のなかで収めようということ自体が大変なこと。住宅にも色々なスタイルがあるので規制をしてよいのかという意見もある。そうしたなかで、いまある景観を壊しているのは、ほとんどが景観に無関心でいる人たち。その人たちが景観を壊さないようしくみづくりが大事だと思う。本来ならこれからの安曇野市をどうしていくかを示すビジョンが大切。しかし、聞こえのよい言葉はできあがっていても、かたちが見えてこない状態にある。それぞれの立場で意見はあると思うが、手遅れにならないためにいまできることはして、将来よい方向に修正していったらどうか。視点をどこにおき、誰のためにつくるものなのかをもう一度考えて、議論した方がよい。(委員)

- ・景観計画素案のなかに「これからの景観づくりの方向性」として「建築物の形態への制限と設計の自由度とのバランスの確保」という文言があえて掲げられている。こうした表現は、他の自治体の景観計画にはみられないので驚いた。景観計画は、住民、事業者、行政が協力してこれからのよい安曇野を目指そうということだと思う。(会長)
- ・市民や事業者が景観計画を守ってもらうためには、市が率先してやる必要がある。そのためにはわかりやすいものをつくらないといけない。素案づくりの段階で、高さに関して数値だけでは分かりにくいので、具体的にガイドラインを示すことになった。素案の別表2には公共施設に関する指針があるが、これについても具体的にイメージしやすいものに改訂していく必要があると感じている。(委員)
- ・基本的には公共事業についても一般的なものと同一考え方でよいと思う。(会長)
- ・素案に屋外広告物の表示等の制限に関する事項があるが、屋外広告物の規制については、どう考えているか。(委員)
- 現在は県の屋外広告物条例に基づいて行っている。景観行政団体になった後、市として屋外広告物条例の策定にも取りかかる予定で、それは景観計画の指針に基づいてつくられることになる。(事務局)
- ・建築物の高さを基準どおりにつくっても広告物がそれを超える高さでは意味がないので、今後はその点を考慮して検討してほしい。(委員)
- ・屋外広告物については景観計画素案の第3章で触れているので今後検討していきたい。屋上設置の広告物については一切ダメとしている自治体もある。繰り返しになるが、市として示された景観計画の方向性に向けて住民、事業者、行政が協働で取り組み努力することが大事。そこに安曇野は多くの方がブランドイメージをもっているという付加価値がつくという考え方で景観計画をつくってはどうか。(会長)
- ・ロードサインはどこへ行けばよいのかわからないという状況にある。交通標識以外に案内サインやランドマークになるようなものでも安曇野らしさを出せると思う。野立て看板も含め、森のなかなどわかりにくい場所に関係者が共同で案内サインと宣伝を兼ね備えた看板を立ててはどうか。うまくいけばそれが安曇野のランドマークになり、まちのなかがわかりやすくなる。規制だけでなくそのような積極的な働きかけも必要ではないか。(委員)
- ・ガイドラインにサインの計画も入っている。広告物業界と行政はどこでも対立関係にあるが、今後はあるべき方向に歩み寄るかたちをとっていけたらと思う。(会長)
- ・安曇野市には25の景観育成住民協定があり、広告看板や植栽の規制がある。そこでは大きさや色に対する規制や看板設置に高い費用の条件を設けている。問題は自分の所有地に立てる場合で、それを規制する方法がない。いま現在も協定等で努力していることはご理解いただきたい。(委員)
- ・自己用看板は市民の意識の向上を図るしかない。(会長)
- ・役員の立場で自粛の協力要請をしているが、半分くらいは協力を得られない状況にある。(委員)
- ・住民協定はあくまでも自主協定で限界もある。そこで県にはワンランク上の特定地区をつくり位置付けを明確にしようという流れもある。この素案のなかでは「景観づくり推進地区」を設けているが、その議論は不十分だったので、この審議会でもう少し整理して位置付けることが必要ではないか。(委員)

- ・「将来こういうものを候補として挙げたい」というような踏み込んだ議論はしていないので、次回あたりにご意見をいただければと思う。(会長)
- ・先日、南箕輪村に視察を行った。その際、我々の団体としてはこれをすぐ安曇野に当てはめるには時期が早いという感想をもったが、同行した行政の方の意見も参考として伺いたい。(委員)
- 安曇野市の住民協定地区では看板の規制が主で、建物に関してはそれほど踏み込んでいない。後退距離まで踏み込んだケースはまれで、今後の課題であると考え。急を要する課題としては協定地区の世代交代がスムーズに行われず活動の縮小がみられるが、それに対するフォローが必要だと感じた。(事務局)
- ・本日の会議の内容としては、原則として素案を進むべき方向を基準として掲げていく。個別には土地利用条例との連携のなかで新たに具体的なものを示していくということによいか。ここはどうしても譲れないというところはあるか。また、次回ということによいか。(会長)
- ・長い目で見ると、高さ制限の表記が始めにあることによって誤解を招く恐れがある。弾力的に基準を運用するしくみがあっても、担当者が代わるうちにいつの間にか明示された基準が優先されてしまうので、もう少し検討が必要だと思う。(委員)
- ・基準の問題は今後時間をとって議論する必要があるが、方向性としてはこれでよいか。(会長)
- ・広告物について、他の市で一晩のうちに看板が設置されたことを耳にした。ここに参加していない人たちに対する対策を考えていきたい。(委員)
- ・25ある住民協定地区のなかで、1箇所だけどうしようもない看板があり、撤去のお願いを受け入れてもらえてない。(委員)
- ・具体的なガイドランは今後検討していきたい。(会長)